

令和6年度

# 石川県交通安全実施計画

石川県交通安全対策会議

# 目 次

第 1 章	道路交通の安全に関する施策	1
1	交通事故発生状況	2
2	運転免許保有者数の年別推移	2
3	自動車台数の年別推移	3
4	石川県の道路概況	3
第 1 節	道路交通環境の整備	4
第 1 項	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	4
第 2 項	幹線道路等における交通安全対策及び交通安全施設等整備事業の推進	5
第 3 項	安全で快適な交通環境の整備	10
第 4 項	自転車利用環境の総合的整備	11
第 5 項	交通需要マネジメントの推進	12
第 6 項	災害に備えた道路交通環境の整備	13
第 7 項	総合的な駐車対策の推進	14
第 8 項	道路交通情報の充実	15
第 9 項	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	17
第 2 節	交通安全思想の普及徹底	18
第 1 項	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	18
第 2 項	交通安全に関する普及啓発活動の推進	21
第 3 項	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	24
第 3 節	安全運転の確保	26
第 1 項	運転者教育等の充実	26
第 2 項	安全運転管理の推進及び自動車運送事業所の行う運行管理の充実	29
第 3 項	交通労働災害の防止等	30
第 4 項	道路交通に関する情報の充実	31
第 4 節	車両の安全性の確保	32
第 5 節	道路交通秩序の維持	33
第 1 項	交通指導取締りの強化等	33
第 2 項	適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進	34
第 3 項	危険運転及び暴走行為対策の強化	35

第6節	救助・救急活動の充実	36
第1項	救助・救急体制の整備	36
第7節	被害者支援の推進	37
第1項	自動車損害賠償保障制度の充実等	37
第2項	損害賠償の請求等についての援助等	38
第8節	道路交通事故原因の総合的な調査研究	40
第2章	鉄道交通の安全に関する施策	41
第1節	鉄道交通環境の整備	42
第2節	鉄道交通の安全に関する知識の普及及び鉄道の安全な運行の確保	43
第3節	鉄道車両の安全性の確保	45
第4節	救助・救急活動及び被害者支援の充実	46
第3章	踏切道における交通の安全に関する施策	47
第1節	踏切道における交通環境の整備	48
第2節	踏切道における安全指導の徹底等	49

## は じ め に

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)第 25 条第 3 項の規定に基づき、人優先の交通安全思想を基本として交通事故のない社会を目指すとした「第 1 1 次石川県交通安全計画(令和 3 年度～令和 7 年度)」に沿って、令和 6 年度の石川県における陸上交通の安全に関し、県及び国の関係行政機関等が講ずべき施策を定めたものである。

本計画の実施に当たっては、県及び国の関係行政機関等は相互に緊密な連携を図るとともに、市町をはじめ、関係機関・団体の協力を得て諸般の交通安全対策を円滑、適切に推進し、交通事故抑止に努めるものとする。

令和 6 年 7 月

石川県交通安全対策会議

## 第 1 章 道路交通の安全に関する施策

本県の運転免許保有者数は前年に比べ減少したものの、高齢の運転免許保有者については、年々増加しており今後も着実に増加することが見込まれ、道路交通の安全に対して大きな影響を与えるものと考えられる。

このため、道路交通の安全については、人優先の交通安全思想の下、交通事故のない社会を目指して、安全かつ円滑・快適な道路交通環境の確立、交通安全思想の普及徹底等の各般の交通安全対策をより充実し、官民の連携を一層緊密にしつつ、総合的かつ計画的に推進することとする。

## 1 交通事故発生状況

区 分		年 別		増 減	率(%)
		令和5年	令和4年		
石 川 県	件 数(件)	2,059	1,987	72	3.6
	死 者(人)	28	22	6	27.3
	負傷者(人)	2,356	2,248	108	4.8
全 国	件 数(件)	307,930	300,839	7,091	2.4
	死 者(人)	2,678	2,610	68	2.6
	負傷者(人)	365,595	356,601	8,994	2.5

※石川県警察本部交通部調べ（各年12月末現在）

## 2 運転免許保有者数の年別推移

(単位：人)

年別	区分	石 川 県			
		全 国	男 性	女 性	合 計
		人 数			
令和元年		82,158,428	412,606	366,972	779,578
令和2年		81,989,887	410,689	367,305	777,994
令和3年		81,895,559	409,335	368,223	777,558
令和4年		81,840,549	407,683	368,684	776,367
令和5年		81,862,728	406,281	369,363	775,644

※石川県警察本部交通部調べ（各年12月末現在）

### 3 自動車台数の年別推移

(単位：台)

年別 \ 区分	全 国	石 川 県
令和元年	82,341,762	919,660
令和2年	82,471,678	919,358
令和3年	82,565,091	920,668
令和4年	82,739,619	922,448
令和5年	83,048,158	925,794

※北陸信越運輸局石川運輸支局調べ(各年12月末現在)、軽二輪車以上の台数をいう。

### 4 石川県の道路概況

種 別	延長距離(km)	舗 装 済		改 良 済	
		延長(km)	率(%)	延長(km)	率(%)
道 路 総 延 長	13,405	12,391	92.4	10,320	77.0
内 訳	高速自動車国道	67	67	67	100.0
	国 道	617	617	602	97.6
	県 道	1,901	1,876	1,527	80.3
	市 町 道	10,642	9,653	7,946	74.7
	広 域 農 道	159	159	159	100.0
	白山白川郷ホワイトロード	19	19	19	100.0

※石川県調べ(令和5年4月1日現在)

(参考) (1) 道路総延長のうち、178 kmは自動車専用道路

(2) 改良済延長は、5.5m未満も含む

## 第1節 道路交通環境の整備

### 第1項 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

事業主体	石川県警察本部 (交通規制課)	予算額	1,006,262千円
------	--------------------	-----	-------------

社会資本整備重点計画(令和3年度から令和7年度まで)に基づき、人に優しく安全かつ円滑な道路交通環境の整備を推進し、交通事故の防止及び交通の円滑化を図る。

#### 1 歩行者・自転車利用者の安全な通行の確保

- (1) ゾーン30プラス(生活道路の交通安全対策)を推進する。
- (2) 通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全対策を推進する。
- (3) バリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識・標示等を整備する。
- (4) 安全・快適な自転車利用環境を整備する。

#### 2 安全で快適な道路交通環境の整備

- (1) 信号機等の老朽化対策の推進と高度化
  - ① 老朽化した交通安全施設等を着実に更新する。
  - ② 信号機の地域制御化、系統化、多現示化、感応化、信号灯器のLED化等の改良・高度化を図る。
  - ③ 視認性向上のための道路標識の高輝度化等を図る。
- (2) 災害に強い交通安全施設等の整備
 

停電による信号機の機能停止を防止するため信号機電源付加装置等の整備を推進する。

事業名		事業費(千円)	備考
特定交通安全施設整備費	信号機改良等	247,484	
	道路標示	32,414	
	交通安全施設設置調査委託料等	5,000	
	事務費	2,750	
	小計	287,648	
一般交通安全施設整備費	信号機	20,300	
	信号機改良等	428,530	
	道路標識、標示等	266,255	
	事務費	3,529	
	小計	718,614	
計		1,006,262	



## 第2項 幹線道路等における交通安全対策及び交通安全施設等整備事業の推進

事業主体	北陸地方整備局金沢河川国道事務所	予算額	10,325,000千円
------	------------------	-----	--------------

### 1 幹線道路等における交通の安全と円滑の確保

- (1) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）を推進する。
- (2) 事故危険箇所対策の推進
- (3) 通学路の安全対策として、交通安全施設等を整備する。
- (4) 歩行空間のバリアフリー化及び無電柱化を推進する。

### 2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

高規格幹線道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。

### 3 令和6年度事業計画の主要施策

- (1) 広域的連携交流・活力ある地域づくり

#### ① 新規事業

国道 8号 乾東局所渋滞対策

#### ② 継続事業

国道 8号 小松バイパス、加賀拡幅、倶利伽羅防災、松任拡幅、牛ノ谷道路  
海側幹線（今町～鞍月）

国道159号 七尾バイパス、羽咋道路、金沢東部環状道路

国道470号 輪島道路、輪島道路(Ⅱ期)、田鶴浜七尾道路

- (2) 安全で安心な地域づくり

#### ① 新規事業

- ・交通事故対策

国道159号 橋場交差点交通安全対策

- ・無電柱化推進

国道 8号 二日市～田中電線共同溝

#### ② 継続事業

- ・交通事故対策

国道 8号 南中条西交差点事故対策

国道 8号 今町交差点事故対策

国道159号 博労町～武蔵交差点改良

- ・交通安全対策

国道157号 野町自転車歩行者道整備

国道159号 高松北歩道整備

国道159号 高松歩道整備

- ・無電柱化推進

国道159号 高松北電線共同溝

国道159号 尾張町電線共同溝

国道159号 桜町電線共同溝、桜町～賢坂辻電線共同溝

国道160号 川原町電線共同溝

4 令和6年度費目別事業費

事業名	令和6年度(当初)	令和5年度(当初)	備考
	工事関係費(百万円)	工事関係費(百万円)	
改 築	8,550	9,200	
交 通 安 全	1,575	1,557	
電線共同溝	200	452	
合 計	10,325	11,209	

事業主体	石 川 県	予 算 額	8,433,585千円
------	-------	-------	-------------

### 1 道路の新設・改築による交通安全対策の推進【道路建設課、都市計画課】

通過交通の排除と交通の効果的な分散を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を図る。  
また、良好な交通環境を形成するため、鉄道駅等の交通結節点、空港、港湾の交通拠点へのアクセス道路の整備等を実施する。

種 別	令 和 6 年 度 計 画			
	道 路 建 設 課		都 市 計 画 課	
	事業量(m)	事業費(千円)	事業量(m)	事業費(千円)
国 道	1,159	756,593	0	0
主 要 地 方 道	1,774	2,725,833	73	40,000
一 般 県 道	581	2,324,947	146	468,000
計	3,514	5,807,373	219	508,000

### 2 交通安全事業【道路整備課】

県管理の国道・県道（延長2,317km）において、特に交通事故の多発している道路、通学路の安全対策、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、交通安全施設等の整備を促進する。

種 別	令 和 6 年 度 計 画		
	事 業 量	事 業 費(千円)	
一 種 事 業	歩 道	1.2 km	132,222
	自転車歩行者道	—	—
	交差点改良等	1カ所	10,171
	小 計		142,393
二 種 事 業	道 路 照 明	60 本	60,840
	防 護 柵	0.6 km	58,294
	道 路 標 識	—	—
	区 画 線	240km	119,661
	小 計		238,795
交通事故調査等		1 式	3,000
合 計			384,188

### 3 歩道及び自転車専用道路の整備【道路建設課、道路整備課、都市計画課】

交通上比較的弱い立場にある者（歩行者・自転車利用者）の対策として歩道のバリアフリー化や無電柱化などの整備を図る。

種 別		令 和 6 年 度 計 画			
		道路建設課・道路整備課		都市計画課	
		事業量(m)	事業費(千円)	事業量(m)	事業費(千円)
歩 道	国 道	867	242,862	36	130,000
	主 要 地 方 道	1,350	252,378	169	437,312
	一 般 県 道	2,692	931,858	359	822,312
	小 計	4,909	1,427,098	564	1,389,624
自 転 車 専 用 道		0	0		
計		4,909	1,427,098	564	1,389,624

### 4 農道等における交通安全施設の整備【農業基盤課】

種 別	令 和 6 年 度 計 画	
	事 業 量	事 業 費(千円)
道 路 照 明	0 本	0
防 護 柵	92 m	3,000
道 路 標 識	0 本	0
区 画 線	0 m	0
視 線 誘 導 標	0 本	0
道 路 反 射 鏡	0 本	0
計		3,000

事業主体	中日本高速道路（株）金沢支社 石川県農林業公社	予算額	経常経費
------	----------------------------	-----	------

1 北陸自動車道の交通安全施設の補修等【中日本高速道路】

種 別	令和6年度計画
	事業量(km)
保全工事	67.0
舗装工事	不明
計	67.0

2 白山白川郷ホワイトロードにおける交通安全施設の整備【農林業公社】

種 別	令和6年度計画
落石防止対策	0 千円
災害復旧	0 千円
計	0 千円

### 第3項 安全で快適な交通環境の整備

事業主体	石 川 県 警 察 本 部 ( 交 通 規 制 課 )	予 算 額	経 常 経 費
<p><b>1 交通安全施設等整備事業の重点的かつ効果的な推進</b></p> <p>国の「社会資本整備重点計画」に即して、老朽化した信号機等の交通安全施設の維持管理、更新、撤去、長寿命化等を戦略的に推進するとともに、交通実態に即した効果的な交通安全施設等整備事業を推進し、交通事故の防止及び交通の円滑化を図る。</p> <p><b>2 交通実態の変化等に即した交通規制の推進</b></p> <p>道路整備、地域開発、商業施設の新設等による交通事情の変化を的確に把握して、ハード・ソフト両面での総合的な安全対策を実施するとともに、最高速度、駐車、信号制御等の交通規制については、地域の交通実態や地域住民等の意見を踏まえ、計画的な点検・見直しを推進する。</p> <p><b>3 生活道路、通学路等における交通安全対策の推進</b></p> <p>生活道路の交通安全対策として、道路管理者と連携して整備する「ゾーン30プラス」を推進するなど、速度の抑制及び通過交通の抑制・排除に重点を置いた対策を実施し、歩行者・自転車利用者の安全通行を確保する。</p> <p>また、通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路における安全を確保するため、教育委員会、学校、保育施設、道路管理者等の関係機関と連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。</p> <p><b>4 高度道路交通システム（ITS）の推進</b></p> <p>新交通管理システム（UTMS）のサブシステムである現場急行支援システム（FAST）、公共車両優先システム（PTPS）、信号情報活用運転支援システム（TSPS）等を効果的に運用する。</p> <p>また、光ビーコン等を用いて的確に交通状況を把握し交通の円滑化に資する情報提供を推進する。</p> <p><b>5 危険箇所を発見するための二次点検プロセスの推進</b></p> <p>交通死亡事故等の重大事故が発生した場合に、同一場所における交通事故の再発防止対策を講じるため実施している現場点検、現地検討会等（以下「一次点検」という。）に加えて、一次点検の結果等を警察本部及び警察署で共有することにより、同様に道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見し、当該危険箇所においても同様の交通事故の再発を防止するために必要と認められる措置を講ずる二次点検プロセスを推進する。</p>			

#### 第4項 自転車利用環境の総合的整備

事業主体	北陸地方整備局金沢河川国道事務所 石川警察本部 石川県 金沢市	予算額	経常経費
------	--	-----	------

##### 1 自転車利用環境の整備【金沢河川国道事務所、道路整備課、交通規制課、金沢市交通政策課】

- (1) 自転車の利用状況を踏まえ、自転車専用通行帯や自転車の歩道通行部分の指定、自転車走行指導帯の設置等、地域の実情に応じた自転車走行空間の整備を推進する。
- (2) 金沢自転車ネットワーク協議会において、歩行者・自転車・クルマのそれぞれが安全に安心して通行できる道路空間の創出に向けて、学識者、警察機関、行政機関が連携を図りつつ、面的な自転車走行空間ネットワークの検討・整備を継続的に展開していく。

##### 【参考 金沢市内（野々市市の一部を含む）の自転車通行空間整備状況一覧】

	中心市街地	中心市街地以外	合計
自転車走行指導帯	20.4km	19.1km※1	39.5km
自転車専用通行帯	0.0km	2.6km	2.6km
歩道上の視覚的分離	0.0km	1.9km	1.9km
合計	20.4km	23.6km	44.0km

※1 野々市市内の整備済み区間0.5kmを含む

※2 金沢自転車ネットワーク協議会調べ 令和6年3月末日現在

## 第5項 交通需要マネジメントの推進

事業主体	石川警察本部 金沢市	予 算 額	経 常 経 費
------	---------------	-------	---------

### 1 金沢市中心部での駐車場案内の充実【金沢市交通政策課】

金沢市中心部(香林坊・片町周辺地区、兼六園周辺地区、武蔵周辺地区、金沢駅周辺地区)の駐車場利用の効率化を図るため、駐車場案内システムにより、インターネット、スマートフォン、カーナビ等様々な情報媒体を通じて駐車場混雑状況の情報提供を行い、迷走車両数を軽減し、交通混雑を緩和する。

### 2 公共交通機関利用の促進

#### 【交通政策課、都市計画課、交通規制課、金沢市交通政策課】

ア 交通混雑が著しい一部の地域においてバス専用レーン、公共車両優先システム等を導入し、走行環境を向上させ、バスの利用促進を図る。

また、金沢市において、運転免許を保有していない75歳以上の方を対象に、バス等の定期券等の購入費を助成することにより、高齢者の公共交通の利用促進を図る。

イ 鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用を促進し、公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。



## 第6項 災害に備えた道路交通環境の整備

事業主体	北陸地方整備局金沢河川国道事務所 中日本高速道路株式会社金沢支社 石川県（道路整備課） 石川県警察本部（交通規制課）	予算額	経常経費
------	---	-----	------

### 1 災害時に備えた道路の整備

- (1) 地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。
- (2) 大規模地震等災害発生時に防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の通行が確保されるよう、順次耐震補強を実施するとともに、無電柱化を推進する。
- (3) 橋梁など道路構造物の老朽化が急速に進行することが想定されることから、長寿命化計画に基づき、計画的に補修を実施する。
- (4) 豪雨や豪雪などによる落石や土砂崩れなどが発生するおそれがある危険箇所について、道路防災総点検に基づき、重要度の高い路線である緊急輸送道路上の危険度の高い箇所から落石防護柵、法枠工などを順次施工する。

### 2 災害時等における交通の危険防止

- (1) 道路の損傷又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限をする。
- (2) 道路等の関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な対策を講じる。

### 3 災害に強い交通安全施設等の整備【交通規制課】

災害時においても主要な道路の安全で円滑な交通を維持できるよう、停電による信号機の機能停止を防止するための信号機電源付加装置等の整備を推進するとともに、災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の整備を推進する。

### 4 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時には、道路の被災状況等を迅速に収集し、交通情報板やインターネット等を活用した交通情報の提供を推進する。

## 第7項 総合的な駐車対策の推進

事業主体	石 川 県 警 察 本 部 石 川 県 警 察 本 部	予 算 額	6,106千円（他に経常経費）
------	--------------------------------	-------	-----------------

### 1 違法駐車追放気運の醸成【生活安全課、交通企画課、交通指導課】

違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、地域交通安全活動推進委員等の協力を得て、県民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体と緊密に連携し、住民の理解と協力を得ながら、違法駐車追放気運の一層の醸成・高揚を図る。

### 2 自動車保管場所確保のための取締りの強化【交通指導課】

道路における危険防止と交通の円滑化を図るため、住宅地の道路を重点として「自動車の保管場所の確保等に関する法律」違反の取締りを強化する。

（県内では、金沢市及び小松市が軽自動車の保管場所届出の適用地域に指定）

### 3 違法駐停車車両の取締りの徹底【交通指導課】

交通の安全と円滑を阻害する違法駐停車車両の取締りを徹底するとともに、駐車監視員の適切かつ円滑な運用等により、地域の駐車秩序の改善を図る。

区 分	令 和 6 年 度 計 画
放置車両確認事務委託料	6,106 千円

### 4 石川県警察放置駐車違反管理システムの運用【交通指導課】

放置駐車違反に関する情報を石川県警察放置駐車違反管理システムにより一元的に管理し、効果的かつ効果的な駐車対策を推進する。

### 5 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しについて【交通規制課】

安全・円滑な交通を確保しつつ、集配中の宅配車両等を駐車させることができる場所については、一定の範囲内で、貨物集配中の車両の駐車を可能とする規制の見直しを推進する。

## 第8項 道路交通情報の充実

事業主体	金 沢 地 方 気 象 台 北 陸 総 合 通 信 局 北陸地方整備局金沢河川国道事務所 中日本高速道路株式会社金沢支社 石 川 県 石 川 県 警 察 本 部 金 沢 市	予算額	経 常 経 費
------	--	-----	---------

### 1 道路交通情報提供活動の充実

**〔北陸総合通信局、北陸地方整備局、中日本高速道路、道路整備課、都市計画課、交通規制課、金沢市交通政策課〕**

- (1) 常時、系統的に交通情報を提供し、最先端の情報通信技術（ICT）等を用いて道路交通情報活動の充実を図る。
- (2) 路側通信システムや道路情報板による情報提供及びラジオによる交通情報の常時提供、その他交通障害や交通混雑が生じた都度、これらを通じて情報を提供する。
- (3) 高度道路交通システム（ITS）の一環として、道路交通情報を提供するVICSやETC2.0の整備・拡充を推進し、情報提供の高度化を図る。
- (4) 効果的な交通情報等の提供を行う「各種イベントに伴う臨時に開設する放送局（イベント放送局）」の開設・運用を支援する。
- (5) 地域住民や観光客等に対し、きめ細かな道路交通情報や、商店街等の駐車場情報が提供できる「市や町の一部を放送区域とするコミュニティ放送局」の開設を促進する。
- (6) 北陸新幹線敦賀開業に伴う観光客の増加に対応するため、分かりやすい案内サインや路面標示等による歩行回遊性の向上を図る。

### 2 気象情報の充実〔金沢地方気象台〕

- (1) 気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。
- (2) 地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速

かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

- (3) 火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

### 3 広報体制の充実【金沢地方气象台、北陸地方整備局、中日本高速道路、危機対策課】

- (1) 運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。
- (2) 異常気象時の道路状況の迅速な情報収集を行い、的確な対応を図る。
- (3) 北陸自動車道の安全かつ円滑な道路交通の確保のため、気象状況及びその他の道路状況に関する情報を収集・整理し、必要な対策を講ずるとともに、的確で迅速な情報の提供を図る。
- (4) 緊急地震速報(予報及び警報)・地震・津波に関する情報を迅速、的確に伝達することに努めるとともに、その情報の利活用の促進を図る。

## 第9項 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

事業主体	北陸地方整備局金沢河川国道事務所 石川県警察本部	予算額	1,025,771千円（他に経常経費）
------	-----------------------------	-----	---------------------

### 1 道路使用（占用）の適正化【北陸地方整備局、道路整備課、交通企画課、交通規制課】

- (1) 道路使用（占用）については、道路構造等道路交通に対する影響を勘案し、適正な許可を行う。不法占用物件については撤去等の指導を厳しく行う。
- (2) 交通安全活動推進センターの活用  
石川県交通安全活動推進センター（一般財団法人 石川県交通安全協会）により、道路使用等の適正化を推進する。
- (3) 自動運転技術の進展を支援する取組の推進  
公道実験を行おうとする実施主体に対する必要な助言・指導を行うなど、自動運転技術の進展を支援する取組を推進する。

区 分	令 和 6 年 度 計 画	
	調査委託範囲	道路使用適正調査委託料
交通安全活動推進センター	2 警察署管内	6,474 千円

### 2 子供の遊び場の確保【公園緑地課】

都市公園の整備

種 別	令 和 6 年 度 計 画		
	都市公園等名	事業量(カ所)	事業費(千円)
総合公園	松任海浜公園、金沢城公園 奥卯辰山健民公園、栗津公園、北部公園	5	434,605
運動公園	西部緑地公園、手取公園	2	176,987
広域公園	木場潟公園、健民海浜公園 能登歴史公園、白山ろくテーマパーク	4	247,928
都市緑地	犀川緑地、大野湊緑地公園	2	8,079
特殊公園	兼六園、本多の森公園	2	131,318
地区公園	いしかわ四高記念公園	1	20,380
近隣公園	鞍月セントラルパーク	1	0
計		17	1,019,297

※他に市町公園事業指導監督費 500千円

※供用面積（令和6年4月1日現在）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北部公園 (22.9 ha)</li> <li>・ 松任海浜公園 (16.5 ha)</li> <li>・ 奥卯辰山健民公園 (71.3 ha)</li> <li>・ 栗津公園 ( 8.3 ha)</li> <li>・ 西部緑地公園 (54.8 ha)</li> <li>・ 手取公園 (22.3 ha)</li> <li>・ 金沢城公園 (25.3 ha)</li> <li>・ 白山ろくテーマパーク (17.4 ha)</li> <li>・ 鞍月セントラルパーク ( 1.7 ha)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大野湊緑地公園 ( 2.7 ha)</li> <li>・ 本多の森公園 ( 7.6 ha)</li> <li>・ いしかわ四高記念公園 ( 3.3 ha)</li> <li>・ 兼六園 (11.4 ha)</li> <li>・ 木場潟公園 (54.4 ha)</li> <li>・ 健民海浜公園 (47.1 ha)</li> <li>・ 能登歴史公園 (26.7 ha)</li> <li>・ 犀川緑地 (39.0 ha)</li> </ul>
---	---

## 第2節 交通安全思想の普及徹底

### 第1項 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

事業主体	石川県教育委員会 石川県警察本部	予 算 額	経 常 経 費
------	---------------------	-------	---------

#### 1 交通安全教育の徹底

##### (1) 交通安全教育指針に基づく体系的な交通安全教育の推進【生活安全課、交通企画課】

交通安全教育の内容と方法を段階的かつ体系的に習得できるよう、交通安全教育指針に基づいた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

特に高齢者に対しては、歩行者側に横断歩道外横断等の法令違反があることに起因する死亡事故が多いことを周知し、積極的に注意喚起するとともに、その交通事故実態、交通行動の特性等の調査分析・研究に基づいたきめ細かな交通安全教育を実施する。

また、運転者等に対しては、子供及び高齢者の交通行動の特性等を理解させる啓発指導を行い、子供及び高齢者に対する保護意識の更なる醸成を図る。

##### (2) 交通マナーアップの普及を図る交通安全教育の推進【生活安全課、交通企画課、運転免許課】

人命尊重の理念に基づき、県民一人一人が交通ルールを遵守し、思いやりと譲り合いの心をもって、良識ある交通マナーの実践ができるよう、あらゆる年齢層を対象とし、機会あるごとに交通マナーアップの普及を図る交通安全教育を推進する。

##### (3) 幼児に対する交通安全教育の推進【生活安全課、交通企画課】

幼児交通安全教室や幼児交通安全指導者養成研修会を開催するなど交通安全教育の普及を図る。

##### (4) 児童生徒に対する交通安全教育の推進【生活安全課、学校指導課（教員総合研修センター）、保健体育課、交通企画課】

① 保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通して、指導時間を十分確保し、計画的、継続的、組織的な交通安全教育を実施する。

② 「石川の学校安全指針」をもとに年間を見通した学校安全計画を作成し、「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」等の指導資料及び交通安全に関する教材、教具の活用により、児童生徒の理解を求め、実践の日常化を図る。

③ 児童会（生徒会）活動などを通して、交通安全に関するボランティア活動等自主的活動を促進するとともに、実習を通して交通安全に対する意識の高揚を図る。

④ 生徒指導推進会議、安全・健康教育講習会等において、交通安全に関する理解を深めるとともに、安全教育の徹底を図る。

⑤ 保護者を対象とした交通安全講習会の開催等、家庭、地域、関係機関・団体の協力を得て、交通安全施設の一斉点検や登下校の指導等、交通安全の確保に必要な措置を図る。

⑥ 高校生の交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を図るため、「交通安全自主活動組織」の結成と活動を支援する。

⑦ 教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

⑧ 高校生を対象とした自転車教室の開催、啓発DVDの製作、配布を実施する。

##### (5) 青年・女性に対する交通安全教育の推進【生活安全課、生涯学習課、交通企画課】

① 青年交通安全指導者を育成し、若年者の交通安全教育を推進する。

② 大学生等に対する交通安全教育を推進する。

③ 青年団が実施する交通安全活動を支援する。

- ④ 女性団体が実施する交通安全活動を支援する。
- ⑤ 女性ドライバーの会に対する交通安全教室の開催等交通安全教育を推進する。
- (6) 高齢者に対する交通安全教育の推進【生活安全課、長寿社会課、交通企画課、運転免許課】
  - ① 高齢運転者の安全運転サポート車（いわゆる「サポカー」）への乗換えが進む環境整備に向けて、サポカーや後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載した車の乗車体験や、シミュレータ機器を用いて加齢による反応の遅れ等身体機能の低下を体感することなど、高齢者運転に有益な情報提供等を行う「シニアドライバーズ体験会」を開催する。  
また、より多くの方にサポカーが高齢者の交通事故防止に有効であることを理解していただくため、家族連れを対象とした啓発イベントも開催する。
  - ② 関係団体等と連携し、運転することができる車をサポカーに限定する条件を運転免許に付与等するサポートカー限定免許の制度周知を図る。
  - ③ 高齢運転者の運転免許返納後の移動手段として、電動車いすの利用が増加していることから、創設した「電動車いす登録制度」を活用し、交通安全講習を開催することにより安全・安心な利用を推進する。
  - ④ 高齢者の交通安全教育を地域ぐるみの活動として推進するため、高齢者を中心に子供、親の三世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流事業の推進に努める。
  - ⑤ 歩行者用・ドライバー用・自転車用の各種シミュレータの活用、「高齢者ドライビングスクール」等の参加・体験・実践型交通安全教育、「交通安全おもいやり家族サポート事業」等の実施により、地域の実情に応じたアドバイスの実施及び反射材用品等の普及促進を図る。
  - ⑥ 県老人クラブ連合会及び各老人クラブが実施する交通安全事業を支援するほか、高齢者自らが交通事故防止活動を展開できるよう、クラブ内における交通安全部会等の組織づくりを推進する。
  - ⑦ 高齢者交通安全教育推進組織への活動支援を行い、活動の活性化による効果的な交通安全教育を推進する。
- (7) 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と安全教育の推進【交通企画課】
  - ① 関係機関や関係事業者等と連携し、交通の方法に関する教則を活用するなどして、効果的な交通安全教育を実施するとともに、ウェブサイトやSNS等による動画や情報の発信等の効果的な広報啓発活動を実施し、周知を図る。
  - ② 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を適切に運用し、特定小型原動機付自転車運転者の交通ルールに対する遵法意識を醸成する。
  - ③ 乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行い、特定小型原動機付自転車の運転者に対して、乗車用ヘルメット着用の促進を図る。
- (8) その他の交通安全教育【生活安全課、障害保健福祉課、生涯学習課、交通企画課】
  - ① 県民各層の参加による交通安全県民大会を開催し、交通安全意識の高揚を図る。
  - ② 地域、家庭、職場等において交通マナーの向上を図る。
  - ③ 社会教育関係団体が、活動の一環として交通安全運動を積極的に推進するよう支援する。
  - ④ 社会教育関係大会等において、交通安全指導を行う。
  - ⑤ 各種社会教育学級・活動を通して、交通安全教育を推進する。
  - ⑥ 障害者に対し、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、各種障害者団体が実施する大会の場を活用するなどして、障害の程度に応じた交通安全教育を推進する。

- ⑦ 交通安全啓発DVDなどを貸し出し、積極的な活用を図る。
- ⑧ グッドマナーキャンペーンを展開し、学校周辺の交通要所で挨拶の声掛けや交通安全指導を行う。
- ⑨ 訪日外国人（インバウンド）に対し、関係団体と連携した啓発活動により、安全運転のための我が国の交通ルールの周知に努める。

※各種交通安全教室の開催【生活安全課、交通企画課】

種 別		令 和 6 年 度 計 画	
		回 数(回)	参加人員(人)
シニアドライバーズ体験会		12	360
電動車いす安全講習		12	360
高齢者自転車安全講習		60	2,000
幼児・高齢者交通安全教室（県）	幼 児	140	10,000
	高齢者	60	2,000
幼児交通安全教室（県警）		300	15,000
小・中学生交通安全教室		500	50,000
高齢者交通安全教室（県警）		500	15,000
高校生自転車教室		2	700

※交通安全指導者講習会等の開催

【生活安全課、保健体育課、学校指導課（教員総合研修センター）、交通企画課】

種 別		令 和 6 年 度 計 画	
		回 数(回)	参加人員(人)
幼児交通安全指導者養成研修会		3	100
交通安全指導者研修会 （交通安全おもいやり家族サポート事業）		8	600
初任者研修基本講座Ⅱ		1	220
安全・健康教育講習会		1	350
地域交通安全活動推進委員研修		4	100



## 第2項 交通安全に関する普及啓発活動の推進

事業主体	石 川 県 警 察 本 部 石 川 県 警 察 本 部	予 算 額	経 常 経 費
------	--------------------------------	-------	---------

### 1 石川県交通安全県民運動の推進【生活安全課】

石川県交通安全推進協議会が中心となって、関係行政機関、各種団体等が相互に連携を密にし、ながら「石川県交通安全県民運動」を展開し、総合的かつ効果的な対策を推進する。

### 2 石川県交通安全県民運動の内容【生活安全課、交通企画課】

交通マナーアップの推進、高齢者と子供の交通事故防止、自転車の安全利用の推進、全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の推進、飲酒・妨害運転等、悪質・危険な運転の根絶を重点として、表に掲げる運動を展開し、県民総ぐるみで悲惨な交通事故の防止を図る。

種 別	実 施 日
交 通 マ ナ ー ア ッ プ 運 動	年間を通じて実施
高 齢 者 と 子 供 の 交 通 事 故 防 止 運 動	
反 射 材 用 品 等 の 着 用 推 進 運 動	
自 転 車 の 安 全 利 用 運 動	
全 て の 座 席 の シ ー ト ベ ル ト 着 用 と チャイルドシートの正しい使用運動	
飲 酒 運 転 根 絶 運 動	
危 険 運 転 及 び 暴 走 行 為 根 絶 運 動	
春 の 全 国 交 通 安 全 運 動	4月6日～4月15日 (全国統一)
夏 の 交 通 安 全 県 民 運 動	7月11日～7月20日 (北陸三県統一)
秋 の 全 国 交 通 安 全 運 動	9月21日～9月30日 (全国統一)
年 末 の 交 通 安 全 県 民 運 動	12月11日～12月20日 (北陸三県統一)
サ イ ク ル マ ナ ー ア ッ プ 強 化 月 間	5月1日～5月31日 (全国統一)
歩 行 者 事 故 防 止 運 動	10月21日～10月30日 (県独自)
交 通 事 故 死 ゼ ロ を 目 指 す 日	4月10日、9月30日 (全国統一)
子 供 と 高 齢 者 の 交 通 事 故 ゼ ロ の 日	7月20日 (北陸三県統一)
飲 酒 運 転 根 絶 の 日	12月11日 (県独自)
交 通 安 全 日	毎月1日、15日 (1日は高齢者保護の日)

### 3 交通事故抑止に向けた交通安全思想の更なる浸透「いしかわ交通安全i(アイ)ビジョン」の推進【交通企画課】

- (1) 交通安全シンボルカラーの効果的な活用  
交通安全のシンボルカラーとして馴染みのある「緑色」を周囲から見えるように身につけることなどを推奨することによって、交通安全意識を保持していることを他者に示すほか、交通社会の一員であることの自覚を促して交通社会における共存精神を醸成する。
- (2) 信号のない横断歩道における合図による安全行動の推奨  
信号機のない横断歩道における歩行者の安全確保のため、運転者、歩行者双方が合図を交わすことを推奨することによって、他者への思いやりの心や遵法精神を養い、一層の交通ルールの遵守と交通安全意識の高揚を図る。
- (3) 交通安全に関する好事例を活用した施策の推進  
交通社会の一員として感銘を受けた事例を広く県民から募集し、各種広報媒体等を活用して発信することによって、交通安全の思想を共有し、県民の交通安全意識の高揚を図る。

### 4 反射材用品等の着用推進【生活安全課、交通企画課】

- (1) 反射材用品等の着用推進に関する広報を行う。
- (2) 反射材用品等の効果・使用方法に理解を求めるための参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
- (3) 反射材用品等の着用状況の調査・検証等を行いながら、着用に向けた啓発を実施する。
- (4) 街頭・訪問指導活動等あらゆる機会を通じて高齢者の靴等へ反射材用品を直接貼付する活動を推進する。

### 5 自転車の安全利用の推進【生活安全課、生涯学習課、交通企画課】

令和5年4月1日に施行した石川県自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する条例に基づき、自転車の安全な利活用について推進する。

- (1) 自転車は「車両」であるということを、自転車利用者のみならず、自動車等の運転者を含め全ての者に周知徹底を図る。
- (2) 自転車指導啓発重点区域路線の周知と街頭での指導・啓発活動を推進する。
- (3) 「サイクルマナーアップ強化月間」、「交通安全日（毎月1日、15日）」を始め、「自転車街頭指導の強化日（毎月10日、20日、30日）」を中心とした街頭一斉指導と自転車・歩行者指導書（イエローカード）を活用した街頭指導を強化する。
- (4) 自転車通学生に対し、学校・PTA等による街頭指導の強化と反射材用品等の着用を推進する。
- (5) 小・中学生に対し、自転車の安全な乗り方教室を開催する。
- (6) 自転車の交通事故防止と盗難防止のため、点検整備と防犯登録を促進する。
- (7) 高齢者に対する自転車の乗り方教室（サイクルシミュレータの活用を含む）の開催等、体験型講習を積極的に実施する。
- (8) 自転車安全利用五則等を活用し、自転車利用者の交通ルール遵守の徹底とマナーの向上を図る。
- (9) 乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行い、全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット着用の促進を図る。
- (10) 自転車運転者講習制度についての浸透を図るため、広報啓発活動を推進する。
- (11) 令和6年4月1日に施行した自転車保険加入義務化に基づき、自転車の交通事故に備えた保険（TSマーク付帯保険、個人賠償責任保険等）の加入を推進する。
- (12) 中学・高校生に対する「自転車ルール・マナー検定」の実施により、規範意識の向上を図る。
- (13) 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛け、自転車配達員への街頭における指導啓発等を推進する。
- (14) 高校生を対象とした自転車教室の開催、啓発DVDの製作、配布を実施する。

区 分	令 和 6 年 度 計 画	
	回数(回)	参加人数(人)
小学生、中学生、高校生に対する 自転車の安全な乗り方教室	300	4,000

高齢者自転車教室	50	1,000
大規模イベント、大型商業施設での 自転車安全利用啓発イベント	4	2,000

**6 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の推進【生活安全課、交通企画課】**  
 各季の運動、交通安全教室等を通じ、全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシート使用及びヘルメットの着用効果があった事故事例を積極的に広報し、全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシート使用及び二輪車等の乗車時におけるヘルメットの正しい着用の推進を図る。

(参考) ○ チャイルドシート使用率 (令和5年10月警察庁・JAF調査) 石川県58.2% (全国平均 76.0%)

○ 後部座席のシートベルト使用率 (令和5年12月 警察庁・JAF調査)

石川県 一般道路 42.4% (全国平均 43.7%)、高速道路 74.5% (全国平均 78.7%)

**7 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立【生活安全課、交通企画課】**

令和5年4月1日に施行した石川県飲酒運転の根絶に関する条例に基づき、飲酒運転の根絶に向けた取り組みを推進する。

- (1) 関係機関と連携し、あらゆる機会を通じて、飲酒運転根絶に関する広報啓発や交通安全教育を推進する。
- (2) 飲酒運転根絶宣言店等登録制度により、飲食店や事業所における飲酒運転根絶の取組を推進する。
- (3) 飲酒運転根絶の日 (12月11日) に、県民総ぐるみで飲酒運転根絶を推進するための行事を行う。

**8 効果的な広報の実施【生活安全課、交通企画課】**

(1) SNS等による動画や情報発信、リーフレットの作成・配布等による広報活動の実施

- ① 横断歩道利用者を始めとした歩行者の安全確保に関する広報啓発活動を推進する。
- ② 交通事故の実態に即した、効果的な広報活動を実施する。
- ③ 関係機関・団体、事業所等が自主的な広報活動ができるよう、積極的に資料を提供する。
- ④ 交通事故の内容を多角的に分析し、報道機関、市町等へ積極的に資料を提供する。
- ⑤ 飲酒運転の根絶、妨害運転や運転中の携帯電話等使用の禁止、違法駐車排除について積極的に広報活動を推進する。
- ⑥ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの使用効果と正しい使用方法を広報する。
- ⑦ 反射材用品等の着用推進に関する広報を行う。
- ⑧ 死亡事故多発警報・注意報発令時において広報啓発活動を強化する。

(2) 広報資料の作成・購入【生活安全課、交通企画課】

種 別	令和6年度計画
交通安全運動広報用チラシ	268,000 枚
交通安全運動広報用ポスター	9,760 枚
交通安全啓発ラジオスポットの実施	延べ 20 回
反 射 材 用 品	2,000 個
各季の交通安全運動要綱	20,200 枚
「広報いしかわ」による啓発の実施	4 回

### 第3項 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

事業主体	石川警察本部	予算額	3,034千円
------	--------	-----	---------

#### 1 交通安全協会に対する助成及び事業の委託【生活安全課】

一般財団法人石川県交通安全協会が行う、小学生を対象とする「交通安全子供自転車石川県大会」の開催に要する経費の一部を補助する。

また、「シニアドライバーズ体験会」高齢者等を対象とする身体機能の判定と助言を内容とする業務及び「電動車いす登録制度」のデータ管理業務等を委託する。

種 別	令和6年度計画
自転車交通安全啓発事業費補助金	350千円
安全運転サポート車等啓発事業委託料	1,644千円
電動車いす安全利用推進事業委託料	400千円

#### 2 石川県交通安全母の会に対する支援及び指導育成並びに事業の委託【生活安全課】

「交通安全は家庭から」をモットーに、女性に対する交通安全教育の充実を図り指導者の育成に努めるほか、交通安全母親大会等の各種活動に対して支援を行う。

また、これらの成果を活用し、指導者研修及び世代間交流型の交通安全研修会の実施を委託し、家庭や地域における交通安全意識の高揚を図る。

種 別	令和6年度計画
交通安全おもいやり家族サポート事業委託料	450千円
交通安全母親大会開催費補助金	95千円

#### 3 石川県自転車軽自動車事業協同組合の活動に対する支援【生活安全課】

石川県自転車軽自動車事業協同組合が、自転車利用者に対して行う自転車安全点検整備、防犯登録の奨励及び自転車安全教室等の事業に対して支援する。

区 分	令和6年度計画
自転車事故防止推進事業費補助金	95千円

#### 4 安全運転管理者選任事業所に対する指導監督【交通企画課、運転免許課】

- (1) 安全運転管理者選任事業所に対する指導を強化し、運転適性検査、石川県安全運転研修所を利用した安全教育等を働き掛けるなど事業所における安全運転管理の徹底を図る。
- (2) 安全運転管理者未選任事業所の一掃を図る。
- (3) 安全運転管理者等による交通安全教育指針に基づいた交通安全教育の推進を図る。
- (4) 道路交通法施行規則の一部改正により義務化された、安全運転管理者による運転前後におけるアルコールチェックと記録の保存について、周知を徹底する。
- (5) 「いしかわ交通安全iビジョン」、「歩行者優先！チェック・ストップ・横断歩道」、「ライトで照らせ『かがやき』運動」の推進を図る。
- (6) 安全運転管理者協議会に働き掛けて安全運転管理モデル事業所を委嘱し、企業における適正な安全運転管理の推進を図るとともに地域における交通安全意識の高揚を図るとともに全ての座席のシートベルト着用推進事業所を委嘱して、後部座席を含めた着用率向上を図る。
- (7) IPメールやFネット網（ファクシミリ通信網）を活用し各種交通情報を積極的に提供する。

#### 5 地域交通安全活動推進委員協議会に対する指導【交通企画課】

任用時における講習や会議を通じて、住民に対する交通安全教育、道路における適正な車両の駐車及び道路使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進、その他の地域における交通の安全と円滑に資するための活動等について指導を行う。

## 第3節 安全運転の確保

### 第1項 運転者教育等の充実

事業主体	北陸信越運輸局石川運輸支局 石川県警察本部	予算額	111,289千円（他に経常経費）
------	--------------------------	-----	-------------------

#### 1 運転者に対する各種講習の充実【交通企画課、運転免許課】

- (1) 70歳以上の高齢運転者に対して、免許更新時に認知機能検査（75歳以上のみ）や運転適性検査等に基づくきめ細かな高齢者講習を行い、高齢運転者の安全運転を支援する。
- (2) 交通安全マインドの高揚を図るため、石川県安全運転研修所の利用を促進し、滑りやすい路面におけるスリップ状態を体験できるスキッドコースを使用するなど、運転者に高度な運転技術及び知識の研修を行う。
- (3) 免許更新時、行政処分時の運転者講習を充実する。

種 別	令和6年度計画
運転免許関係講習	109,771 千円

- (4) 新規免許取得者に対する初心運転者講習

種 別	令和6年度計画
初心運転者講習	210 人

- (5) 年少者（16歳～18歳）及び高校生に対する二輪車安全教育を徹底する。
- (6) 飲酒運転による運転免許の取消処分者講習を実施し、飲酒運転対策の更なる推進を図る。
- (7) 普通免許、原付免許の学科試験において、英語、中国語、ポルトガル語及びベトナム語での試験を実施し外国人運転者対策の推進を図る。

## 2 指定自動車教習所指導員等の講習【運転免許課】

指定自動車教習所の教習水準を高めるため、指導員等に対する講習を実施する。

区 分	令和6年度計画
教習所指導員等講習	1,518千円

## 3 二輪車・四輪車の安全運転講習の実施【運転免許課】

二輪車、四輪車の免許を持つ高齢者に対し、実技指導を含めた安全運転講習会を行う。

種 別	令和6年度計画	
	回 数	参加人員
高齢者ドライビングスクール	230回	700人

## 4 運転者に対する適性診断、助言指導の実施【石川運輸支局、運転免許課】

(1) 自動車事故対策機構を積極的に活用して運転者の適性診断、助言指導を次の者に行うとともに再教育の必要性について普及広報活動を実施する。

- ① 事業用自動車の運転者（3年に1回の計画受診の徹底等）
- ② 事故多発者、重大事故を引き起こした運転者
- ③ 無謀運転等で運転適性に欠けている者
- ④ 事業用自動車の運転者として新たに雇い入れた者
- ⑤ 高齢者（65歳以上）の事業用自動車の運転者
- ⑥ 新規に許可を受けた自動車運送事業者の運転者及び個人タクシー事業の許可期限更新者
- ⑦ 自家用自動車の運転者で希望する者

種 別	令和6年度計画
バス事業運転者に対する適性診断	574人
ハイヤー・タクシー事業運転者に対する適性診断	476人
トラック事業運転者に対する適性診断	2,815人
自家用自動車の運転者に対する適性診断	195人
計	4,060人

(2) 運転適性相談業務の充実を図るとともに、臨時適性検査等の確実な実施を行う。

- (3) 石川県運転免許センターにおいて行政処分者及び一般運転者の適性検査を実施する。

種 別		令 和 6 年 度 計 画
行 政 処 分 者 の 検 査		2,500 人
一 般 運 転 者 の 検 査	一般相談	350 人
	そ の 他	250 人
計		3,100 人

5 石川県安全運転研修所における安全運転教育【交通企画課、運転免許課】

- (1) 県内各企業の新規採用者研修に石川県安全運転研修所における研修の受講を推進する。  
 (2) 安全運転研修所におけるスキッドコース等を使用したリフレッシュ研修の受講について広く働き掛けを行う。

令 和 6 年 度 計 画			
リフレッシュコース	チャレンジコース	貸コース	計
2,655 人	1,983 人	170 人	4,808 人



## 第2項 安全運転管理の推進及び自動車運送事業所の行う運行管理の充実

事業主体	北陸信越運輸局石川運輸支局 石川県警察本部	予算額	経常経費
------	--------------------------	-----	------

### 1 安全運転管理の推進【交通企画課】

道路交通法に基づく安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習により、安全運転管理者等の資質の向上を図るとともに、事業活動による交通事故防止対策を促進するため、事故発生時の走行情報を記録するドライブレコーダーの利用を促進するなど、使用者等の安全意識の向上に努める。

### 2 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進【石川運輸支局】

- (1) 事故多発事業者、重大事故を発生させた事業者及び新規事業者について監査を実施する。
- (2) 道路交通法第108条の34による通知があった事業者及び苦情申告のあった事業者、無免許運転、飲酒運転並びに過労運転等、悪質な違反のあった事業者について監査を実施する。
- (3) 道路運送法第40条及び貨物自動車運送事業法第33条による行政処分を行った事業者に対し、改善状況の確認監査を実施する。
- (4) 貨物自動車運送適正化事業実施機関との連携を強化し、悪質性の高い事業者に係る情報を積極的に収集する。
- (5) 新規事業者に対する指導を強化し、新規事業者における事故及び違反防止に努める。
- (6) 事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。
- (7) 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」の活用等周知を図る。

### 3 過積載による違法運行の防止対策【石川運輸支局】

- (1) トラック事業者に対する啓発・指導・監督を強化する。
- (2) 違法運行に対する取締の強化及び違法車両の行政処分の実施。

### 第3項 交通労働災害の防止等

事業主体	石川労働局	予算額	経常経費
<p><b>1 自動車運転者の労働条件確保のための監督指導</b></p> <p>自動車運転者の労働条件の確保を図り、あわせて交通事故防止に資するため、令和6年4月に改正された自動車運転業務に係る時間外労働の上限規制及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）により監督指導を行う。</p> <p>特に、社会的問題となる交通事故を発生させた事業場に対する監督指導を強化するとともに、交通事故に関する情報の収集、提供を行う。</p> <p><b>2 自主的労働条件改善のための業界団体に対する指導</b></p> <p>(1) 改善基準の遵守と自主的な履行を促進するため、業界団体に対する指導を強化する。</p> <p>(2) 労働災害防止団体、業界団体に対し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（改正平成20年4月3日付け基発第0403001号、平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日付け基発0601第1号）に基づく指導を行う。</p> <p><b>3 関係行政機関、事業主団体等との連携</b></p> <p>(1) 監督指導の効果を高めるため関係行政機関との連絡会議を開催する等積極的に連携を図る。</p> <p>(2) 労働災害防止団体等を通じ、交通労働災害防止について周知啓発を図る。</p> <p>(3) 各地区警察署管内で行われる、安全運転管理者等法定講習会に講師を派遣し、時間外労働の上限規制、改善基準及び「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知を図る。</p> <p>(4) 北陸信越運輸局石川運輸支局及び一般社団法人石川県トラック協会と連携し、合同で講習会を開催するなどして時間外労働の上限規制、改善基準等の周知を図る。</p> <p>(5) 労働時間管理適正化指導員による巡回指導において、道路貨物運送事業者、道路旅客運送事業者に対して、時間外労働の上限規制、改善基準の遵守を指導する。</p> <p>(6) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会石川県支部が行う交通労働災害防止担当管理者教育講習等に講師を派遣し、受講者に対して「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知を図る。</p> <p><b>4 自動車運転者の労働災害防止のための監督指導</b></p> <p>自動車運転業務従事者を使用する事業場における労働時間管理・安全教育・健康管理の徹底を指導する。</p>			

## 第4項 道路交通に関する情報の充実

事業主体	北陸信越運輸局石川運輸支局 石川県 (消防保安課)	予算額	経常経費
------	---------------------------------	-----	------

### 1 危険物輸送に関する情報提供の充実等

- (1) イエローカード（危険有害物質の性状、事故発生時の応急措置、緊急通報・連絡先等事故の際に必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行を促進する。
- (2) 危険物対応の装備資器材を充実する。

### 2 危険物輸送車両に対する立入検査等

- (1) 市町消防本部が実施する危険物タンクローリー車等に対する立入検査を指導する。

区 分	令和6年度計画	
	回数	検査台数
立入検査	60回	200台

- (2) LPガスタンクローリー車等に対する立入検査を実施する。

区 分	令和6年度計画	
	回数	検査台数
立入検査	3回	6台

### 3 危険物取扱者に対する保安講習の充実

区 分	令和6年度計画	
	回数	受講人員
講習会	12回	1,900人

### 4 国際海上コンテナの陸上輸送にかかる安全対策[石川運輸支局]

輸送時の安全確保のため、「安全輸送ガイドライン」及び「安全輸送マニュアル」について関係機関・団体を通じて、現場への周知徹底を図る。

## 第4節 車両の安全性の確保

事業主体	北陸信越運輸局石川運輸支局	予算額	経常経費
------	---------------	-----	------

### 1 自動車使用者に対する点検整備の広報・指導

街頭検査を活用して自動車使用者等へチラシを配布し、定期点検の必要性を啓発するとともに、各種研修会で適正な点検整備の実施を指導する。

種 別	令和6年度計画
街 頭 検 査	10 回
整 備 管 理 者 の 研 修	880 人
整 備 主 任 者 の 研 修	2,100 人
自 動 車 検 査 員 の 研 修	1,200 人

### 2 自動車整備事業者に対する指導監督の強化

自動車整備事業者の適正な事業運営の指導監督を行うとともに、各種研修会で法令の周知を図る。

種 別	令和6年度計画
整 備 主 任 者 等 の 研 修 ( 再 掲 )	2,100 人
自 動 車 検 査 員 の 研 修 ( 再 掲 )	1,200 人
指 定 整 備 事 業 者 の 研 修	400 人
自 動 車 検 査 員 の 教 習	70 人

### 3 排ガス規制に係る整備不良車両の街頭検査

街頭検査を活用して自動車の排ガスが適正な状態で使用されるような指導をするとともに、自動車関係団体と協力し、自動車が排出する大気汚染物質等の低減を図る。

種 別	令和6年度計画
一酸化炭素、炭化水素、ディーゼル黒煙検査	1,500 台

### 4 自動車アセスメント情報の提供等及びリコール制度の充実

自動車及びチャイルドシートの安全性能に関する比較情報等を自動車使用者等に情報提供するとともに、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る

## 第5節 道路交通秩序の維持

### 第1項 交通指導取締りの強化等

事業主体	石 川 県 警 察 本 部 ( 交 通 指 導 課 )	予 算 額	経常経費
<p>1 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進</p> <p>(1) 交通指導取締りの管理</p> <p>① 交通死亡事故等抑止のため交通事故実態の分析に基づき、重点時間・路線を設定し指導取締りを強化する。</p> <p>② 運転者に対する注意喚起に結びつくよう広報と一体となった指導取締りを推進する（公開交通指導取締りの実施）。</p> <p>(2) 重点指向した交通指導取締りの強化</p> <p>① 飲酒運転、無免許運転、速度超過、横断歩行者等妨害等及び信号無視等の交差点関連違反等交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に対する指導取締りを強化する。</p> <p>② 通学路等の安全を確保するため可搬式速度違反自動取締装置を活用しての速度違反等の指導取締りを強化する。</p> <p>③ 交通事故発生時における被害軽減効果の高いシートベルトの着用及びチャイルドシートの使用に係る違反の指導取締りを強化する。</p> <p>④ 運転中の携帯電話使用禁止違反、迷惑性の高い駐車違反等に対する指導取締りを強化する。</p> <p>(3) 歩行者、自転車利用者に対する指導の強化</p> <p>① 正しい交通秩序確保のための指導を強化する。</p> <p>② 子供、高齢者に対する保護誘導を推進する。</p> <p>③ 悪質・危険な自転車利用者に対する指導取締りを強化する。</p> <p>(4) 特定小型原動機付自転車等による悪質・危険な運転に対する取締りの強化</p> <p>特定小型原動機付自転車等については、飲酒運転、信号無視、通行区分違反等の悪質・危険な違反行為に重点を置いて取締りを強化するとともに、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等に適合しない特定小型原動機付自転車等を公道から排除するため、整備不良車両の運転等に対する取締りを徹底する。</p>			

## 第2項 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

事業主体	石 川 県 警 察 本 部 ( 交 通 指 導 課 )	予 算 額	経 常 経 費
<p><b>1 危険運転致死傷事件及びひき逃げ事件等の徹底検挙</b> 発生当初から危険運転致死傷事件の立件を視野に入れた捜査体制を確立するとともに、迅速な緊急配備等初動捜査体制を強化し、危険運転致死傷事件及びひき逃げ事件等の徹底検挙を図る。</p> <p><b>2 科学的捜査の推進</b> 現場における資料の確保を図り、客観的証拠に基づく事故原因の究明を図るため、常時録画式交差点カメラ等の科学的捜査を支える装備資機材の整備を進めるとともに、交通事故現場等を自動的かつ正確に計測し図面を作成する「3Dレーザースキャナ」を始めとする交通事故捜査支援システム等を活用した科学的な交通事故事件の捜査を推進する。</p> <p><b>3 交通事故事件等に係る捜査力の強化等</b> 交通事故事件の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び現場指導や研修会等による捜査員の捜査能力の向上に努める。</p>			

### 第3項 危険運転及び暴走行為対策の強化

事業主体	石川警察本部	予算額	経常経費
------	--------	-----	------

#### 1 危険運転及び暴走行為根絶運動の推進【生活安全課、交通企画課、交通指導課】

- (1) 県民総ぐるみによる妨害運転等の危険運転及び暴走行為根絶運動の推進
  - ① 県民総ぐるみによる「ぎりぎりの 時間と車間が 事故を呼ぶ」「抜け道と 思うな そこは通学路」をスローガンとした妨害運転等の危険運転及び暴走行為根絶運動を推進する。
  - ② 関係機関と連携を図りながら妨害運転等の無謀運転や暴走族の根絶を総合的に推進する。
- (2) 妨害運転等の無謀運転及び暴走行為根絶気運の醸成のための広報啓発活動の推進  
妨害運転等の無謀運転や暴走行為の悪質性や危険性について市町及び交通安全推進機関・団体と連携を図りながら広報活動を推進し、危険運転や暴走行為を許さない世論形成を図る。
- (3) 妨害運転等の危険運転及び暴走行為対策の推進
  - ① 無理な追越しやスピードの出しすぎ等の無謀な運転の危険性を理解させ、相手に対する思いやりとゆずり合いの気持ちを持って交通マナーを実践させる交通安全教育を推進する。
  - ② 地域・学校等において、悪質・危険な運転や暴走行為根絶の気運が醸成されるよう広報啓発を推進する。
  - ③ 暴走行為を行う少年自身及びその処置に困っている保護者、雇用者等の相談に応じ、指導助言を行うことによってその根絶を図る。
- (4) 暴走グループを結成させないための情報収集活動の強化
  - ① 交通指導取締り活動等を通じて、情報収集活動を推進し、グループの早期発見、解体の推進と暴走行為の事前封圧を図る。
  - ② 危険運転や暴走行為等に対する苦情多発地域等の住民に情報の通報を呼び掛ける。
- (5) 若年運転者に対する交通安全教育の推進  
若年運転者に多いスピードの出しすぎや無理な追越し等の無謀な運転の危険性を理解させ、安全運転を実践させる交通安全教育を推進する。

#### 2 暴走族等（暴走族及び違法行為を敢行する旧車会員）の取締りの強化【交通指導課】

- (1) 暴走族情報の収集  
各警察署の暴走族担当者を中心に、情報の収集、実態の把握、個別指導を行う。
- (2) 悪質違反の取締り強化  
共同危険行為等の禁止違反をはじめ、整備不良車、騒音運転など他に迷惑や危険を与える違反に対する取締りの徹底を図る。
- (3) 没収（没取）措置の働きかけ  
司法当局に没収（没取）措置を働きかけるなど、暴走族と車両の分離を図る。

## 第6節 救助・救急活動の充実

### 第1項 救助・救急体制の整備

事業主体	中日本高速道路株式会社金沢支社 石川県 石川県農林業公社	予算額	400千円（他に経常経費）
------	------------------------------------	-----	---------------

#### 1 高速自動車国道等における救急業務体制の強化【中日本高速道路、農林業公社】

救急業務体制について関係機関との連絡整備を図るとともに、沿線市町・広域圏事務組合と相互に連携を強化し、救急業務体制の充実を図る。

種 別	令 和 6 年 度 計 画	
	交 付 先	補助金等(千円)
白山白川郷ホワイトロード 救急業務交付金	白山野々市広域事務組合	400

#### 2 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実【消防保安課、医療対策課、障害保健福祉課】

多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）との連携による救助・救急体制の充実を図る。

#### 3 救急隊員の教育訓練の充実【消防保安課】

消防職員に対し救急隊員資格の取得を目標に、県消防学校において国の基準に基づき教育訓練を実施する。

区 分	令 和 6 年 度 計 画		
	回 数	期 間	受講人員
救 急 科	1回	37日	54人

#### 4 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進【地域医療推進室】

現場に居合わせた人による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の現場での使用も含めた応急手当について普及啓発活動を推進する。



## 第7節 被害者支援の推進

### 第1項 自動車損害賠償保障制度の充実等

事業主体	北陸信越運輸局石川運輸支局	予算額	経常経費
------	---------------	-----	------

#### 1 自動車損害賠償保障法による保険加入の促進

- (1) ポスター、チラシ等による広報活動を強力に行う。
- (2) 市町・自動車関係団体に対し、車両の販売又は整備の際に保有者への保険（共済）加入の指導を行うよう協力を求める。
- (3) 「自賠責制度PR」を実施する。（9月1日～9月30日）

#### 2 監視の実施

令和6年度計画においては、監視活動に重点をおいた活動を5回程度行う。

(参考)

自動車損害賠償責任保険（共済）

種 別	1名の最高限度額(万円)	備 考
死 亡	3,000	
後遺障害	75 ～ 4,000	(等級により)
傷 害	120	

## 第2項 損害賠償の請求等についての援助等

事業主体	北陸信越運輸局石川運輸支局 石川 石川県教育委員会 石川県警察本部	予算額	586千円（他に経常経費）
------	--	-----	---------------

### 1 交通事故相談活動の充実【生活安全課】

交通事故の被害者又は家族などに対して、交通事故相談に応じるため、県庁内及び奥能登行政センター相談コーナーにおいて交通事故相談業務を実施する。奥能登行政センターではより多くの相談に対応できるように相談日を毎日（事前予約制）とする。

実施場所	令和6年度計画	
	相談日・時間	事業費
県庁相談コーナー	毎日（土・日、祝日、 年末年始を除く） 9:00～17:00	236千円
奥能登行政センター 相談コーナー （のと里山空港ターミナルビル内）	毎日（土・日、祝日、 年末年始を除く） （事前予約制） 13:00～15:00	

### 2 交通遺児に対する援助【総務課、少子化対策監室、教委庶務課】

(1) 交通災害等による遺児がすこやかに育つことを願うとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため遺児と生計を一にする父母等にすこやか資金を支給する。

区分	令和6年度計画	備考
	事業費	
交通災害等遺児 すこやか資金の支給	350千円	交通災害等による遺児一人につき、 50,000円を一時金として支給する

(2) 高等学校交通遺児に対する授業料の減免

高等学校に在学する交通遺児等で、家庭の貧困により授業料の納付が困難であると認められる者に対し、授業料の減免を行う。

### 3 交通事故被害者支援の充実強化【石川運輸支局】

自動車事故対策機構を積極的に活用して、交通事故被害者に対する貸付等援助を行う。

#### (1) 生活資金の貸付

- ① 交通遺児等貸付(一時金15.5万円、育成資金 1万円又は2万円(月額)、入学支度金 4.4万円：無利子)
- ② 不履行判決等貸付(10万円～ 100万円：無利子)
- ③ 後遺障害保険(共済)金一部立替貸付(10万円～ 290万円：無利子)
- ④ 保障金一部立替貸付(死亡と後遺障害10万円～ 290万円、傷害10万円～40万円：無利子)

#### (2) 介護料の支給

自動車事故により脳・脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、後遺障害の程度が次に該当(自賠責保険後遺障害等級認定者)する者を対象に、介護料を支給する。

##### ① 特I種受給資格者(最重度)

常時の介護を必要とする者(後遺障害等級1級1号又は2号認定者)のうち最重度の者  
支給額 月額 85,310～211,530円

##### ② I種受給資格者(常時要介護)

上記の「特I種」を除いた者  
支給額 月額 72,990～166,950円

##### ③ II種受給資格者(随時要介護)

随時の介護を必要とする者(後遺障害等級2級1号又は2号認定者)  
支給額 月額 36,500～83,480円

また、国土交通省に設置されている公共交通事故被害者支援室と連携し、運輸支局においても事故被害者やその家族からの相談・要望等に応じる窓口を設置している。

### 4 交通事故被害者等の心情に配慮した支援の推進【石川運輸支局・交通指導課・生活安全課】

- (1) 石川県犯罪被害者等支援推進計画に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を関係機関・団体と連携しながら実施する。
- (2) 被害者等の心情に配慮した支援を推進するため、担当職員に対する指導教養、研修等を行う。
- (3) 警察署の交通相談係、被害者支援員、県の交通事故相談員、石川県交通安全活動推進センター等による交通事故相談活動を推進する。
- (4) 手引書(交通事故の被害者とその家族のために)や被害者連絡制度等を活用して、事故の概要や捜査経過等の情報提供に努めるとともに、その要望の把握に努める。
- (5) 県民の方々に犯罪被害者等支援の重要性について理解を深めていただくため「犯罪被害を考える週間」において、県民フォーラムを開催するなど、関係機関と連携し集中的に広報を実施する。
- (6) 被害者等の支援を図るため、石川被害者サポートセンター等の自助グループとの活動に対する支援を始めとした施策を推進する。
- (7) 公共交通事故被害者支援室において、被害者からの相談を受けるとともに、公共交通事業者による被害者支援計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を行うとともに、公共交通事故被害者等支援フォーラムを開催する。

## 第 8 節 道路交通事故原因の総合的な調査研究

事業主体	石 川 県 警 察 本 部 ( 交 通 企 画 課 )	予 算 額	経 常 経 費
------	--------------------------------	-------	---------

### 1 道路交通事故原因の総合的な調査研究

科学的に解析された基礎資料から交通事故発生の傾向を研究し、効果的な安全対策を企画する。

種 別	令 和 6 年 度 計 画
交 通 事 故 統 計 ( 年 報 )	280 部
石 川 の 交 通 事 故 ( 月 報 )	ウェブサイト掲載
交 通 事 故 日 報	ウェブサイト掲載

## 第 2 章 鉄道交通の安全に関する施策

鉄道の運転事故は、平成 17 年 4 月の JR 西日本福知山線や平成 17 年 12 月の JR 東日本羽越線における列車脱線事故に見られるように、ひとたび発生すると多くの貴重な人命を失い、被害が甚大となる。

また、利用者の利便に重大な支障をもたらすばかりでなく、膨大な損害も発生する。従って、交通行政や交通機関に関わる者が、安全の確保こそ最優先の課題である事を再認識し、ヒューマンエラーを個人的な問題として捉えることなく、体制や各種システムの改善等の観点から組織的な対策を充実させ、同種事故の再発を防止することはもとより、高齢者・障がい者等の鉄道施設の安全な利用にも十分配慮した駅施設等の整備の促進、速度制限機能付き ATS 等の運転保安設備の整備の促進、緊急時に備えた運行管理体制の充実、乗務員等の教育の充実、資質の保持及び管理の改善、安全管理体制の充実、鉄道の安全に関する知識の普及、効果的かつ機動的な保安監査の実施等の安全対策を推進する。

特に、次の施策を重点的に推進する。

### 1 事故調査体制の充実による同種事故の再発防止

より安全な鉄道を目指すためには、事故等の教訓を生かし、問題の所在に的を絞った組織的かつ効果的な対策を講ずること等により、同種事故を未然に防止することが極めて重要である。

従って、「運輸安全委員会」の調査に関する支援・協力等を行うとともに、同委員会の調査報告書の活用を図り、同種事故の再発防止を図る。

### 2 事故の未然防止対策の推進

鉄道交通においては、重大インシデント（結果的には事故には至らなかったものの、事故が発生するおそれがあるとみとめられる事態）が多く存在している。

このような重大インシデントの把握と分析に努め、事故等の未然防止に有効な対策を推進する。

## 第1節 鉄道交通環境の整備

事業主体	北 陸 信 越 運 輸 局 鉄 道 事 業 者	予 算 額	経 常 経 費
------	----------------------------	-------	---------

### 1 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理及び補修については、平成30年6月に運輸安全委員会より国土交通大臣に提出された「軌間拡大による列車脱線事故の防止に係る意見について」の指摘も踏まえ、適切に実施する。また、多発する自然災害へ対応するために、平成31年1月に運輸安全委員会より国土交通大臣に提出された「南海電気鉄道株式会社南海本線の列車脱線事故に係る意見について」の指摘も踏まえ、軌道や路盤等の集中豪雨等への対策の強化、駅部等の耐震性の強化等を推進する。さらに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、より安全性に優れたものへの更新を計画的に進める。

また、駅施設等については、高齢者、障がい者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、転落防止設備等の整備によるバリアフリー化を引き続き推進するとともに、プラットホームからの転落事故に対する適切な安全対策の推進を図る。

### 2 運転保安設備等の整備

速度制限機能付きATS(Automatic Train Stop: 自動列車停止装置)等の設置について、引き続きその整備を図る。

## 第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及及び鉄道の安全な運行の確保

事業主体	北 陸 信 越 運 輸 局 金 沢 地 方 気 象 台 鉄 道 事 業 者	予 算 額	経 常 経 費
------	---	-------	---------

### 1 鉄道交通の安全に関する知識の普及

#### 〔北陸信越運輸局、JR西日本、北陸鉄道、のと鉄道、IRいしかわ鉄道〕

人身障害事故・踏切事故等の鉄道運転事故及び鉄道交通の安全を損なうおそれのある行為(置石・投石等の鉄道妨害、線路内立入り等)を防止するためには、踏切道の安全通行に関する知識や鉄道事故防止等に関する知識を広く一般に普及する必要があることから、事故発生状況等をホームページに掲載・公開するとともに、関係者と協力し、学校、沿線住民等の利用者を対象に、交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン、鉄道利用者にホームにおける「ながら歩き」の危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起を行う運動等の機会をとらえて、ポスターの掲示、チラシの配布等による広報啓発活動を積極的に行い、鉄道の安全利用に関する知識の普及を図る。

また、この際に、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備に関して、分かりやすい表示の整備を推進するとともに、鉄道利用者に非常押しボタンの操作方法等について周知・啓蒙を図る。

さらには、建設工事、保守作業等の鉄道施設の建設・保守に携わる作業員についても、安全対策の徹底を図るよう、鉄道事業者を指導する。

種 別	令 和 6 年 度 計 画 (単位:カ所)			
	JR 西日本	北陸鉄道	のと鉄道	IRいしかわ鉄道
小学校、幼稚園、保育所	10	15	2	2
農業団体、事業所等	8	8	2	2

### 2 鉄道の安全な運行の確保

#### (1) 保安監査等の実施〔北陸信越運輸局〕

鉄道事業者に対し、定期的に又は事故の発生状況等に応じて保安監査等を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを強化するなどにより保安監査の充実を図る。

#### (2) 運転士の資質の保持

##### 〔北陸信越運輸局、JR西日本、北陸鉄道、のと鉄道、JR貨物、IRいしかわ鉄道〕

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。

また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が実施する教育等においては、適切な措置を講じる。

#### (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

##### 〔北陸信越運輸局、JR西日本、北陸鉄道、のと鉄道、JR貨物、IRいしかわ鉄道〕

鉄道事業者の安全担当等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策並びに安全上のトラブル情報等に関して情報共有、周知徹底を図る。

また、運転状況記録装置等の活用や現場係員によるトラブル情報の積極的な報告を推進するとともに、国への報告対象となっていないトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有の推進を図る。

(4) 気象情報等の充実

**〔気象台、北陸信越運輸局、JR西日本、北陸鉄道、のと鉄道、JR貨物、IRいしかわ鉄道〕**

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

**〔北陸信越運輸局、JR西日本、北陸鉄道、のと鉄道、JR貨物、IRいしかわ鉄道〕**

関係行政機関及び鉄道事業者は、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ適確な情報の収集・連絡が行えるよう体制を強化する。

また、大規模災害が発生し鉄道施設が被災した場合には、災害復旧に係る事業間連携に関する地方連絡調整会議を立ち上げ、早期復旧に向けた対応を行う。

鉄道事業者は、事故発生時において、列車運行状況を適確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備する。

さらに、鉄道事業者は、降雪時等における、状況に応じた迅速な除雪に向けての除雪車の出動準備、除雪体制の確認の実施、また長時間にわたる駅間停車が見込まれる場合には運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことの徹底、及び利用者の行動判断に資する情報提供が行える体制の強化を推進する。

(6) 運輸安全マネジメント評価実施 **〔北陸信越運輸局〕**

鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を計画的に実施する。また、運輸安全マネジメント評価を通じて運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策等を確認し、運輸防災マネジメントの取組を推進する。

(7) 冬期間の列車運行の確保 **〔JR西日本、北陸鉄道、のと鉄道、JR貨物、IRいしかわ鉄道、気象台〕**

冬期間の降積雪時には気象状況・運行状況等の把握及び適確な連絡体制を維持するとともに冬季ダイヤの設定及び排雪列車の運転、除雪用機械、諸設備を活用した除排雪を行い、正常ダイヤの確保を図る。

(8) 計画運休への取組 **〔北陸信越運輸局〕**

鉄道事業者に対して、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。



### 第3節 鉄道車両の安全性の確保

事業主体	北 陸 信 越 運 輸 局 鉄 道 事 業 者	予 算 額	経 常 経 費
------	----------------------------	-------	---------

#### 1 適時、適切な車両確認

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関して保安上の観点から車両確認を行う。

#### 2 鉄道車両の検査の充実

鉄道車両の検査については、ICT技術等の新技術を取り入れた検査機器の導入を促進することにより、検査精度の向上を図るとともに、新技術の導入に対応して検修担当者の教育訓練内容を充実させる。

また、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理に反映させる。

さらに、平成29年12月に発生した、新幹線の重大インシデントとなる台車枠の亀裂の発生などを受け改正された「台車枠の検査マニュアル」及び当該重大インシデントにかかる平成31年3月に運輸安全委員会から公表された調査報告書なども踏まえ、適切な鉄道車両の検査を実施する。

## 第4節 救助・救急活動及び被害者支援の充実

事業主体	北 陸 信 越 運 輸 局 鉄 道 事 業 者	予 算 額	経 常 経 費
<p><b>1 救助・救急活動の充実</b></p> <p>鉄道の重大事故等の発生に際して、避難誘導、救急救助活動を迅速かつ的確に行うため、鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携協調体制の強化を図り、災害現場における協力活動体制の整備を推進する。</p> <p>特に、重大事故発生時の緊急体制の再確認と、二次災害防止のための安全管理を推進する。</p> <p><b>2 被害者支援の推進</b></p> <p>公共交通事故被害者支援室において、被害者からの相談を受けるとともに、公共交通事業者による被害者支援計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を行うとともに、公共交通事故被害者等支援フォーラムを開催する。</p>			

### 第3章 踏切道における交通の安全に関する施策

踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。）は、長期的に減少傾向にあり、踏切道の改良等の安全対策の積極的な促進によるところが大きいと考えられる。しかしながら、踏切事故は鉄道の運転事故の多くを占めている状況にあり、また、改良すべき踏切道がなお残されている現状にある。

このため、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）及び第11次交通安全基本計画に基づき、立体交差化事業、構造改良事業、歩行者等立体横断施設及び踏切保安設備の整備等を推進することにより、踏切事故の防止を図るものとする。

## 第1節 踏切道における交通環境の整備

事業主体	北陸信越運輸局 鉄道事業者 石川県警察本部	予算額	経常経費
------	-----------------------------	-----	------

### 1 踏切道の立体交差化及び構造改良の促進

〔北陸信越運輸局、JR西日本、北陸鉄道、のと鉄道、JR貨物、IRいしかわ鉄道〕

都市過密地域等で、遮断時間が特に長く、かつ、道路交通量の多い踏切道が連担している地区等においては、連続立体交差化することにより、また、これら以外の踏切道のうち遮断時間が特に長く、かつ、道路交通量の多いもの、主要な道路との交差に係るもの等については、単独立体交差化することにより、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、立体交差化を図る。

特に、交通遮断の著しいボトルネック踏切については、緊急的かつ重点的に立体交差化を推進する。また、自動車が通行する踏切道であって、踏切道の幅員が接続する道路の幅員よりも狭いもの等について立体交差化が困難な場合、道路管理者と鉄道事業者の協議に基づき、構造の改良を推進する。

### 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

〔北陸信越運輸局、JR西日本、北陸鉄道、のと鉄道、JR貨物、IRいしかわ鉄道、交通規制課〕

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べ事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

また、遮断時間の長い踏切ほど踏切事故件数が多い傾向がみられることから、踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備を進め、改良を推進する。

さらに、自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進めるほか、高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押しボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要な交通規制を実施する。

### 3 踏切道の統廃合の促進

〔北陸信越運輸局、JR西日本、北陸鉄道、のと鉄道、JR貨物、IRいしかわ鉄道〕

踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道の内その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を検討するとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

また合わせて使用実態のない踏切に関しても関係者と協議の上、統廃合や廃止を推進する。

### 4 冬期間の踏切道交通安全対策の推進

〔JR西日本、北陸鉄道、のと鉄道、JR貨物、IRいしかわ鉄道、交通規制課〕

冬期間の踏切道交通安全対策を図るため、通行車（者）の比較的少ない踏切道の交通規制強化及び交通量の多い踏切道に消雪設備の設置を図るとともに、踏切道の除雪体制を強化する。

## 第2節 踏切道における安全指導の徹底等

事業主体	北 陸 信 越 運 輸 局 鉄 道 事 業 者 石 川 県 警 察 本 部	予算額	経常経費
------	---	-----	------

### 1 踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

#### 〔北陸信越運輸局、JR西日本、北陸鉄道、のと鉄道、JR貨物、IRいしかわ鉄道、交通指導課〕

緊急に対策が必要な踏切道は「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、踏切信号機、歩行者のための横断歩道橋等の設置、情報通信技術（IT）の活用による踏切注意情報の表示や踏切関連交通安全施設の高度化を図るための研究開発等を進めるとともに、車両の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

さらに、踏切事故は、直前横断、脱輪等に起因するものが多いことに鑑み、車両運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るための広報活動等を強化する。

その他、災害時における踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障を来す等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。

### 2 踏切道における安全通行の広報と現地指導の強化等

#### 〔北陸信越運輸局、JR西日本、北陸鉄道、のと鉄道、JR貨物、IRいしかわ鉄道、交通指導課〕

(1) 踏切現地において、安全通行の指導を行う。

区 分	令和6年度計画		備 考	
	箇所数 (カ所)	出動人員 (人)		
安全通行指導	JR西日本	コロナ禍のため、対面での啓発活動は未定	交通安全運動期間中及び踏切事故防止キャンペーン（11月）	
	北陸鉄道	2	7	
	のと鉄道	1	6	春・秋の全国交通安全運動期間中
	JR貨物	0	0	
	IRいしかわ鉄道	2	10	春・秋の全国交通安全運動期間中

(2) ポスター・ビデオ・チラシ等により踏切安全通行の広報を行う。

(3) 踏切非常押ボタンの取扱いや早期脱出（遮断棒を押して出る）など緊急装置の方法について周知徹底を図る。

(4) 踏切注意柵（トラ柵）の点検整備を行い、あわせて「高輝度化」を推進する。

(5) クロスマーク、踏切警標、踏切名称標識、吹鳴標、幅員表示ポールの点検整備を行い、踏切遮断棒の「垂れベルト」の設置を推進する。

(6) クレーン車等の踏切通過時において、アーム確認を指導強化する。

(7) 大型トラック所有者、化成品等輸送業者に対し、踏切安全通行の徹底を図る。

(8) 昼間時に列車の前部標識灯を点灯することにより、列車の視認性を向上し、踏切事故防止に

役立てる。

- (9) 必要に応じ踏切事故の検討会を実施し、具体的な対策を推進する。

### 3 降雪時における踏切事故防止対策の強化

**〔JR西日本、北陸鉄道、のと鉄道、JR貨物、IRいしかわ鉄道、交通規制課〕**

- (1) 積雪、凍結の踏切安全通行の広報と踏切巡回を強化する。
- (2) 積雪時の踏切臨時交通規制を強化する。
- (3) 降雪時の踏切巡回と除排雪を徹底する。
- (4) 踏切及び取付道路の除排雪の協力体制を強化する。